

ケアパートナー 柏・ふくしようぐセンター (介護予防) 福祉用具貸与事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 ケアパートナー株式会社が運営する「ケアパートナー 柏・ふくしようぐセンター」(以下「事業所」という。)が行う指定福祉用具貸与事業(以下「事業」という。)の適正な運営が確保されるよう、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員(以下「従業者」という。)が要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)にある高齢者に対して適正な福祉用具の貸与を提供する。

(運営の方針)

第2条 福祉用具貸与事業の提供にあたって事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等に踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与する。これにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図るよう援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者など地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりにする。

- 一. 名称 ケアパートナー柏・ふくしようぐセンター
- 二. 所在地 千葉県柏市明原1-1-5 明原第一ビル3階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- 一. 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。
- 二. 福祉用具専門相談員 常勤換算2名以上
福祉用具専門相談員は、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整及び福祉用具貸与計画の作成等を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業所及び営業時間は、次のとおりとする

- 一. 営業日 月曜日から土曜日(祝日は営業とする)
ただし、12月30日から翌年1月3日までを除く
- 二. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(福祉用具貸与等の提供方法、取り扱う種目及び利用料等)

第6条 福祉用具貸与等の提供方法及び内容は次のとおりとし、福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準および市区町村が定める基準によるものとする。当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担証に記載された負担割合を乗じた額とする。契約起算日が月の15日以前の場合はおいては月額的全額を、16日以降の場合においては1/2の料金を請求させていただきます。解約の場合も同様に15日以前については月額の1/2を、16日以降の解約については月額的全額を請求させていただきます。

2. 従業者は福祉用具貸与に提供にあたっては、利用者の身体の状態、利用者の希望、その置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、該当日標を達成するための具体的な指定福祉用具貸与の内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成する。
3. 取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。
4. 福祉用具貸与の提供にあたっては、福祉用具貸与計画に基づいて選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供するとともに、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う、また、利用者の心身の状態に応じて福祉用具の調整、修理等を行う。また、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討されたうえで継続必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じる。
5. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う（介護予防）福祉用具貸与等に要した交通費は、その実額を徴収する。
 - 一. 通常の実施地域を越えて1kmにつき50円 ※この場合の交通費も実費の範囲内ですること。
 - 二. 搬入に特別な措置が必要な場合の費用はその実費。
6. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、柏市、松戸市、流山市、我孫子市、取手市、船橋市、市川市、八千代市、つくば市、つくばみらい市、宇都宮市、町田市の区域とする。

(衛生管理等)

- 第8条 事業所は、従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。
2. 事業所は回収した福祉用具について、適切な方法により速やかに消毒を行い、素手に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管するものとする。
 3. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の次号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三、事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(福祉用具の消毒方法等)

第9条 福祉用具の消毒及び保管については、次の事業者委託する。

株式会社 日本ケアサプライ 柏市宿連寺4-4-2-44

野口 株式会社 埼玉県戸田市美女木6-6-2

(相談・苦情対応)

第10条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2. 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
3. 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
4. 事業所は市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

第11条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
3. 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
4. 事業所は市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 二、虐待防止のための指針の整備
 - 三、虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第14条 事業所は、指定福祉用具貸与事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一、採用時研修 採用後1カ月以内
 - 二、継続研修 年2回
2. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
 4. 事業所は、適切な指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人の代表取締役と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成28年3月1日から施行する。

この規定は、平成30年11月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。